

電力需給契約書（案）

高知県公立大学法人（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、高知工科大学地域連携棟で使用する電力に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 乙は、甲が指定する場所で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約単価）

第 2 条 契約単価は次のとおりとする。なお、この単価には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

需要場所	項 目		単 価	
高知工科大学 地域連携棟	基本料金			円／kW
	予備電源契約基本料金		—	
	従量料金	（夏 季）		円／kWh
		（その他季）		

（契約期間）

第 3 条 契約期間は、令和 8 年 1 1 月 1 日 0 時 00 分から令和 9 年 1 0 月 3 1 日 24 時 00 分までとする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、この契約を締結後、契約保証金として金_____円以上の金額を速やかに甲に納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものをもって契約保証金に代えることができる。また甲は、完成検査合格後乙にこれを返還するものとする。

（１）政府の保証のある債権

（２）銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、農林債、商工債又は全国連合会債

（３）契約担当者が確実と認める社債

（４）銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

（５）銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関の保証

2 前項に規定する担保の価値は、国債及び地方債並びに同項第 1 号から第 3 号までに掲げる有価証券にあってはその額面全額又は登録全額（発行価格が額面全額又は登録金額と異なるときは発行金額）の 8 割に相当する金額とし、同項第 4 号から第 5 号に掲げる有価証券にあっては額面全額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は

一部を免除することができる。

(1) 乙が保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 乙から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 乙が、国（公社及び公団等を含む）又は地方公共団体（公社等を含む）との間において過去2年間に本契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、本契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 契約責任者が、乙が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約電力の変更）

第6条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することものとする。

（使用電力量の増減）

第7条 甲が本契約により使用する電力量（以下「使用電力量」という。）は、乙が電力供給仕様書で示した予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

（計量及び検査）

第8条 計量日は、原則として毎月1日午前0時とし、乙は一般送配電事業者から受領した検針結果を電磁的方法により速やかに甲へ通知し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第9条 電気料金は、基本料金及び従量料金の合計額（円未満切捨て）に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を加えた金額とする。

2 前項の料金算定に当たっては、契約電力に係る力率調整及び使用電力量に係る燃料費調整を行うものとし、その取扱い、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金の取扱いは、四国地区の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める最終保障供給約款によるものとし、同事業者が算定して公表する数値を利用すること。

（電気料金の支払）

第10条 乙は、第8条の規定による検査に合格したときは、前条により算定した料金を月毎に甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に乙に料金を支払うものとする。
- 3 請求にあたり、需要場所毎に算定した電気料金の取りまとめが必要な場合は、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

(事情変更)

- 第 11 条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約の定める条件が不適當となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。
- 2 前項の協議は、文書をもって相手側に申し入れるものとする。

(秘密の保持)

- 第 12 条 乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - (1) 公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
 - (2) 第三者から適法に取得した事実
 - (3) 開示の時点ですでに保有していた事実
 - (4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実
 - 3 第 1 項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(反社会的勢力の排除)

- 第 13 条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、高知県暴力団排除条例の定めるところにより、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下総称して「暴力団等」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団等ではないこと。
 - (3) 暴力団等に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - (4) 本契約の履行にあたり、暴力団等による不当要求行為を受けたときは、その旨を相手方に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(契約の解除)

- 第 14 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行せず、相当の期間を定めて催告をしてもなお乙が違反状態を是正しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は全契約期間における電気料金の支払総額（契約期間中にあっては、支払実績額及び残存期間に係る予定契約電力及び予定使用電力量に基づき第 9 条の規定により算定した額をいう。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲及び乙は、相手方が前条の確約に反することが判明した場合又は別紙に定める反社会的勢力の排除措置による解除条件のいずれかに該当すると認められた場合は、何らの催告をすることなく契約を解除することができる。この場合において、解除により相手方に損害が生じてでも何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲又は乙に損害が生じたときは、解除された方はその損害を賠償するものとする。

(損害賠償等)

第 15 条 甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 損害賠償を請求することができる当事者は、自己の有する損害賠償請求権と、報酬支払義務、費用償還義務などの自己の相手方に対する債務を、対当額において相殺することができるものとする。

(疑義の決定)

第 16 条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、四国地区の旧一般電気事業者が公表している電気需給条件及び主契約料金条件によるほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決に努めるものとする。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 高知県高知市永国寺町 2 番 22 号
高知県公立大学法人
理事長 伊藤 博明

乙

反社会的勢力の排除措置による解除条件

※用語の定義は高知県暴力団排除条例第2条による。

- (1) 暴力団であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、本契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。